



市 章

大津市公報

平 成 29 年 4 月 1 日
号 外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

10	大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....	1
11	大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	6
12	大津市企業局文書取扱規程の一部改正.....	10
13	大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....	10
14	大津市企業局会計規程の一部改正.....	10
15	大津市下水道条例施行規程の一部改正.....	15

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第2条第1項中「並びに係」を削り、「企業総務課 総務係 人事係 情報管理係」を「企業総務課」に、

「水道ガス部

水道計画管理課 計画調整係 管理係 建設係
水道施設課 維持係 改良係 配水係
ガス計画管理課 計画調整係 建設係 改良係
お客様設備課
安全サービス課
ガス施設課 保全係 供給係 維持係

下水道部

下水道計画管理課 計画調整係 業務管理係
下水道整備課 調整係 建設係 改良係
水再生センター

「契約管財課 契約管理係 管財係」を「契約管財課」に、

「技術部

水道ガス整備課
水道ガス改良課
下水道課

を お客様設備課 に改め、同条第2項中「水道ガス部」を「施設部」に改め、「及び係」を

施設部

維持管理課
安全サービス課
水再生センター」

削り、「施設整備課 設備係 建設係」を「施設整備課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、課に次の分室を置く。

- 企業総務課
- 危機管理室
- 経営戦略課
- 官民連携推進室
- 営業推進室
- 安全サービス課
- ガス施設管理室

第 2 条の 2 中「経営戦略課、経営経理課、工事監理課、料金収納課、お客様設備課、安全サービス課」を「課（経営戦略課を除く。）」に改め、「水再生センター」の次に「、同条第 2 項に規定する施設整備課並びに同条第 3 項に規定するガス施設管理室」を加え、「又はセンター」を「、センター又は室」に改める。

第 3 条第 1 項中「水道ガス事業長、下水道事業長」を「技術事業長、施設事業長」に改め、「、副場長、副所長、係長」を削り、同条第 2 項中「、収納対策監」を削る。

第 4 条の表水道ガス事業長の項及び下水道事業長の項を次のように改める。

技術事業長	上司の命を受け、技術部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
施設事業長	上司の命を受け、施設部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。

第 4 条の表副場長の項から係長の項まで及び収納対策監の項を削る。

第 5 条第 1 号中キを削り、力をキとし、オの次に次のように加える。

カ 経営計画に関すること。

第 5 条第 1 号中シをセとし、ケからサまでをサからスマでとし、クをケとし、ケの次に次のように加える。

コ 財政に関すること。

第 5 条第 1 号キの次に次のように加える。

ク 官民連携に関すること。

第 5 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

技術部

ア 水道事業、下水道事業及びガス事業の総合計画に関すること。

イ 水道、下水道及びガスの工事にに関すること。

ウ 下水の水質に関すること。

エ 給水装置、排水設備及びガス供給装置（内管及び内管に係るガスの供給施設をいう。以下同じ。）に関すること。

施設部

ア 水道施設、下水道施設及びガス供給施設（ガス供給装置を除く。以下同じ。）の維持管理に関すること。

イ 水道及びガスの保安に関すること。

ウ 浄水処理に関すること。

エ 取水、浄水等の水質に関すること。

オ 下水処理に関すること。

第 6 条を次のように改める。

（企業総務課の分掌事務）

第 6 条 企業総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。

職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。

職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。

職員の研修の計画及び実施に関すること。

職員の福利厚生に関すること。

職員の衛生管理及び安全管理に関すること。

労働組合に関すること。

職員研修施設の維持管理に関すること。

電子計算組織の利用に係る企画及び調整に関すること。

電子計算組織の運営及び管理に関すること。

公印の管理に関すること。

局、課及び危機管理室の一般庶務に関すること。

第 7 条第 8 号中「及び業務状況」を削り、同条第 10 号を次のように改める。

ガスの購入に関すること。

第 7 条第 11 号を削り、同条第 12 号中「課」の次に「、官民連携推進室及び営業推進室」を加え、同号を同条第 11 号とする。

第 8 条第 5 号中「作成」の次に「及び業務状況の公表」を加える。

第 9 条を次のように改める。

（契約管財課の分掌事務）

第 9 条 契約管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
- 建設工事の入札及び契約に関すること。
- 建設工事請負業者の指名に関すること。
- 物品の購入契約及び出納保管に関すること。
- 不用物品の処分に関すること。
- 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
- 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- 公印の保管に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

第10条第1号中「及び給配水施設工事」を「並びに給水施設及び配水施設の工事」に改め、「検査」の次に「及び技術指導」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「ガス施設情報」を「ガスの施設情報」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第11条第7号中「(下水道使用料対策室の所管に属するものを除く。)」を削り、同条第8号中「、下水道及びガス」を「及びガスの」に改め、同条第9号、第10号及び第12号中「(下水道使用料対策室の所管に属するものを除く。)」を削る。

第12条から第14条までを次のように改める。

(水道ガス整備課の分掌事務)

第12条 水道ガス整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 水道事業及びガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- 水道事業計画及びガス事業計画の策定に関すること。
- 水道施設及びガス供給施設に関する企画及び調査に関すること。
- 水道事業の水利権に関すること。
- 水道事業の発展的広域化に向けた検討に関すること。
- ガスの託送供給に関すること。
- ガス技術者試験に関すること。

上水道拡張工事及び改良工事における取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(これらの施設に設置する構造物及び電気設備を除く。)の設計及び施工に関すること。

上水道拡張計画において、新たに給水区域とした開発事業等の区域に係る送水施設及び配水施設(これらの施設に設置する構造物及び電気設備を除く。)の設計及び施工に関すること。

給水申請に係る配水管の設計及び施工に関すること。

給水申請に係る配水管の自主施工監理及び施設受納に関すること。

ガス導管整備事業に係る工事の設計及び施工に関すること。

ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(水道ガス改良課の分掌事務)

第13条 水道ガス改良課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道及びガスの経年管(給水管及びガスの内管を除く。)の改良工事に係る設計及び施工に関すること。

給水不良等の改良工事に係る配水管の設計及び施工に関すること。

局の事業以外の事業に起因する導水管、送水管若しくは配水管(以下「導水管等」という。)又はガスの本支管(以下「ガス本支管」という。)の移設工事(以下「他工事」という。)に係る設計及び施工に関すること。

鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(下水道課の分掌事務)

第14条 下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。

下水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。

下水道事業の事業計画、基本計画及び長期計画の策定及び決定に関すること。

流域別総合下水道計画及び高度処理、汚泥処理等に係る計画の策定に関すること。

公共下水道の整備計画の策定に関すること。

国及び滋賀県に対する補助申請に関すること。

流域下水道使用承認申請及び計画区域外流入に関すること。

流域下水道建設負担金に関すること。

大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会その他の協議会等に関すること。

公共下水道に係る財産の総括管理に関すること。

公共下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。

公共下水道に係る占用の協議及び申請事務に関すること。

公共下水道の供用開始に関すること。

開発事業に伴う公共下水道の整備に関すること。

下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による行為の許可及び大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）第23条の2第1項の規定による占用の許可に関すること。

公共下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。

公共下水道の効率化及び活用に関すること。

公共下水道に係るポンプ施設の統廃合に関すること。

公共下水道の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。

公共下水道の改築及び更新並びに地震対策に関すること。

事業用排水等の調査及び指導並びに下水の水質検査に関すること。

(21) 不明水対策に関すること。

(22) 公共下水道未接続事業者対策に関すること。

(23) 水環境再生事業の推進に関すること。

(24) 課の一般庶務に関すること。

第15条第3号中「ガス供給装置工事」を「ガス供給装置に係る工事」に改め、同条第9号中「ガス配管図等」を「ガスの配管図等」に改め、同条第10号中「検査」の次に「及び技術指導」を加え、同条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第17条から第19条までを削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（維持管理課の分掌事務）

第16条 維持管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

送水管及び配水管、ガス本支管並びに下水道（処理施設を除く。）の点検、補修及び維持管理に関すること。

水道施設の災害対策及び教育訓練に関すること。

送水施設及び配水施設の漏水防止計画の策定及び実施に関すること。

送水施設及び配水施設の管理計画の策定及び実施に関すること。

送水管及び配水管並びにガス本支管の用地管理に関すること。

公共下水道に係る用地の保安全管理に関すること。

送水施設及び配水施設並びにガス供給施設に係る占用の協議及び申請事務に関すること。

水道の私有管等の受納処理に関すること。

下水道台帳の管理に関すること。

他工事の受付、協議、立会及び巡回に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第20条第2号中「中継ポンプ場」を「ポンプ施設」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「施設整備」を「処理場及びポンプ施設の整備」に改め、同条第6号中「処理場」の次に「の建物並びに処理場」を加え、「中継ポンプ場」を「ポンプ施設に設置する設備」に改め、同条を第18条とする。

第21条（見出しを含む。）中「及び係」を削り、同条施設整備課の項を次のように改める。

施設整備課

浄水管理センターの維持管理に関すること。

遠方監視設備等の保安全管理に関すること。

水道施設（導水管等を除く。）に係る設備の保安全管理に関すること。

浄水統計に関すること。

水道施設（浄水課、真野浄水場及び膳所浄水場の所管に属するもの並びに導水管等を除く。）の構内の取締り及び用地管理に関すること。

水道施設（導水管等を除く。）に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工に関すること。

柳が崎浄水場整備改良工事の設計施工全般に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第21条浄水課の項第1号中「浄水施設の運転の維持及び管理」を「水道施設（導水管等を除く。）の運転管理」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「取水、浄水及び送水作業」を「水運用」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「及び送水施設（構内及び浄水場に直結した配水池に限る。）」を「送水等のための

設備及び同浄水場に直結した配水池」に改め、同号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

柳が崎浄水場及び同浄水場に直結した配水池の構内の取締り及び用地管理に関すること。

第 21 条浄水課の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、同条水質管理課の項第 1 号中「浄水処理過程」を削り、「浄水」の次に「(処理過程のものを含む。)」を加え、「試験」を「水質試験」に改め、同条を第 19 条とする。

第 22 条営業推進室の項を削り、同条危機管理室の項中第 4 号を削り、同項の次に次のように加える。

官民連携推進室

官民連携に関すること。

大津市ガス事業の在り方検討委員会に関すること。

営業推進室

水道及びガスに係る市場調査及び P R 活動並びに企画立案に関すること。

水道及びガスに係る営業に伴う調査及び研究に関すること。

ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。

ガス事業関連会社との連絡調整に関すること。

第 22 条下水道使用料対策室の項を次のように改める。

ガス施設管理室

ガス供給施設に係る災害防止に関すること。

需要家保安に関すること。

経年埋設内管対策に関すること。

保安に係る教育及び訓練に関すること。

業務用無線設備の維持管理に関すること。

整圧器、バルブ及び電気防食施設の改良工事の設計及び施工並びに維持管理に関すること。

ガバナ遠隔監視制御システムの維持管理及び運用に関すること。

液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。

室の一般庶務に関すること。

第 22 条ガス自由化対策室の項及び下水道雨水対策室の項を削り、同条を第 20 条とする。

第 23 条真野浄水場の項第 1 号中「取水、浄水及び送水作業」を「取水施設、浄水施設、送水施設等の運転管理」に改め、同項第 2 号中「取水、浄水及び送水施設(構内及び浄水場に直結した配水池に限る。)の維持管理」を「水運用」に改め、同項第 3 号中「及び送水施設の電気設備の保守点検並びに整備」を「、送水等のための設備及びこれらの浄水場に直結した配水池の維持管理」に改め、同項第 4 号中「の構内の取締り」を「並びにこれらの浄水場に直結した配水池の構内の取締り及び用地管理」に改め、同条膳所浄水場の項第 1 号中「取水、浄水及び送水作業」を「取水施設、浄水施設、送水施設等の運転管理」に改め、同項第 2 号中「取水、浄水及び送水施設(構内及び浄水場に直結した配水池に限る。)の維持管理」を「水運用」に改め、同項第 3 号中「及び送水施設(構内に限る。)の電気設備の保守点検並びに整備」を「、送水等のための設備及びこれらの浄水場に直結した配水池の維持管理」に改め、同項第 4 号中「の構内の取締り」を「並びにこれらの浄水場に直結した配水池の構内の取締り及び用地管理」に改め、同条を第 21 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職(大津市企業局事務分掌規程第 3 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。)を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

企業総務部営業推進室	企業総務部経営戦略課営業推進室
水道ガス部浄水管理センター施設整備課	施設部浄水管理センター施設整備課
水道ガス部浄水管理センター浄水課	施設部浄水管理センター浄水課
水道ガス部浄水管理センター浄水課真野浄水場	施設部浄水管理センター浄水課真野浄水場
水道ガス部浄水管理センター浄水課膳所浄水場	施設部浄水管理センター浄水課膳所浄水場
水道ガス部浄水管理センター水質管理課	施設部浄水管理センター水質管理課

水道ガス部お客様設備課	技術部お客様設備課
水道ガス部安全サービス課	施設部安全サービス課
水道ガス部安全サービス課指令室	施設部安全サービス課指令室
水道ガス部ガス施設課	施設部安全サービス課ガス施設管理室
下水道部下水道計画管理課	技術部下水道課
下水道部下水道整備課	技術部下水道課
下水道部水再生センター	施設部水再生センター

- 3 施行日の前日において水道ガス部浄水管理センター所長を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、施設部浄水管理センター所長を命ぜられたものとみなす。
- 4 施行日の前日において水道ガス部浄水管理センター管理監を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、施設部浄水管理センター管理監を命ぜられたものとみなす。
- 5 施行日の前日において水道ガス部安全サービス課指令室長を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、施設部安全サービス課指令室長を命ぜられたものとみなす。
(大津市企業局職員給与規程の一部改正)
- 6 大津市企業局職員給与規程(昭和34年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「下水道計画管理課」を「維持管理課」に改める。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第2条第12号中「、室次長、副場長及び副所長」を「及び室次長」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第5条の2第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 技術事業長は、局長又は次長の命を受け、技術部の事務の総括を行うとともに、担当職員を指揮監督する。
この場合において、技術事業長は、局長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。
- 3 施設事業長は、局長又は次長の命を受け、施設部の事務の総括を行うとともに、担当職員を指揮監督する。
この場合において、施設事業長は、局長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第5条の2中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第6条第1項中「、係長」を削る。

第8条を削る。

第8条の2第1項中「は、課長」の次に「(課長補佐が置かれる課等にあつては、課長又は課長補佐)」を加え、同条第2項中「課長」の次に「(課長補佐が置かれる課等にあつては、課長及び課長補佐)」を加え、同条を第8条とする。

第9条第2項中「係長」を「グループリーダー」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

(課長の事務の代決)

第19条 課長が不在のときは、主管の課長補佐(課長補佐を置かない課等にあつては、主管の副参事、主幹又は主査(グループリーダーを置く課等にあつては、主管のグループリーダー))が課長専決事項とされた事務について代決することができる。

(課長補佐の事務の代決)

第20条 課長補佐が不在のときは、主管の副参事、主幹又は主査(グループリーダーを置く課等(主管のグループリーダーが課長補佐である場合を除く。))にあつては、主管のグループリーダーが課長補佐専決事項とされた事務について代決することができる。

別表第 1 号の表中

課長補佐	係長
グループリーダー	

を

グループリーダー	
課長補佐	

に改め、同号の表 1 の部 6 の項第 1 号中「企業総務課長」

を削り、別表第 1 号の表 2 の部 1 の項第 1 号中「各職位（係長以上とする。）」を「役付職位」に改め、同項第 2 号イ中「係長」を「グループリーダー」に改め、同項第 2 号ウ中「係員」を「一般職員」に改め、同部 2 の項第 4 号中「企業総務課長」を削り、同部 3 の項第 1 号中「休暇」の次に「（介護休暇、介護時間及び特別養子縁組休暇を除く。）」を加え、別表第 1 号の表 3 の部 15 の項第 1 号中「企業総務課長」を削り、同部 17 の項第 1 号中「企業総務課長」及び「経営戦略課長の」を削り、同部 18 の項中「ものに、」を「もの（定例かつ軽易なものを

除く。）に、」に改め、同部 21 の項中

企業総務課長
経営経理課長

を

企業総務課長
経営経理課長
契約管財課長

契約管財課長の合議は、寄附物品の場合に限る。

に改め、

別表第 1 号の表 5 の部 1 の項中「企業総務課長」を削り、同部 2 の項中

企業総務課長
経営経理課長
契約管財課長

を

経営経理課長
契約管財課長

契約管財課長の合議は、土地又は建物の場合に限る。

に改め、同部 4 の項中「企業総務課長」を削り、同項第 1 号中

を

に改め、同項第 2 号中

を

に改め、別表第 2 号の表中

課長補佐	係長
------	----

を

グループリーダー	
課長補佐	

に改め、同号の表企業総務課の部 9 の款 1 の項を同款 3 の項とし、同款に 1

の項及び 2 の項として次のように加える。

	む。) の決定 重要なもの その他のもの 5 差押解除の決定 6 交付要求及び交付要求 解除の決定 7 公売の決定 重要なもの その他のもの 8 売却の決定及び取消し 9 配当金の配当及び請求 の決定 5 下水の排除 規制に関する 事務	1 除害施設等の設置の承認	2 排水設備、特定施設、 除害施設その他の物件への 立入検査の実施の決定							
--	---	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号の表お客様設備課の部 1 の款 1 の項第 1 号アを次のように改める。

ア 負担金を要するもの										
(ア) 単価を定めていないもの										
(イ) 単価を定めているもの										

別表第 2 号の表お客様設備課の部 1 の款 2 の項中

水道計画管理課長		水道ガス整備課長
水道施設課長	を	下水道課長
下水道計画管理課長		

に、「水道計画管理

課長及び水道施設課長」を「水道ガス整備課長」に、「下水道計画管理課長の」を「下水道課長の」に改め、同款に次のように加える。

3 給水装置工事、排水設備工事及びガス内管工事の審査の決定										
一般的なもの										
ア 一般家屋										
(ア) 引込管工事を伴うもの										
(イ) 引込管工事を伴わないもの										
イ 一般家屋以外のもの										
軽易なもの										

別表第 2 号の表お客様設備課の部 2 の款 1 の項中「業者」を「事業者」に改め、同号の表下水道計画管理課の部から下水道雨水対策室の部までを削る。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第4条第1項中「、浄水場」を削り、「営業推進室、危機管理室、下水道使用料対策室、ガス自由化対策室及び下水道雨水対策室」を「分室及び浄水場」に改める。

第20条第2項ただし書を削る。

様式第2号中「係長」を「グループリーダー」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第13号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第3条第1項中第4号及び第5号を次のように改める。

技術事業長

施設事業長

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号及び第16号を削り、第17号を第14号とし、第18号を第15号とし、第19号を削り、第20号を第16号とし、第21号から第23号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項中「、係」を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第14号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改める。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第2条第6項中「、下水道計画管理課又は下水道使用料対策室」を「又は下水道課」に改める。

第17条第1項中「収入の納付を受けた場合」を「現金を収納したとき」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に、「収入の納付を受けた」を「現金を収納した」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、領収書の収納印の押印は、電子計算組織（電子計算機により定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）に記録された収納印の印影を領収書に出力することをもって、これに代えることができる。

第17条に次の1項を加える。

3 前項において準用する第1項の規定による領収書の交付は、当該領収書に記載すべき当該収納の内容を記録した記録紙を交付することをもって、これに代えることができる。

第23条の2中「（グループリーダーを置く課等にあつては、主管のグループリーダー）」を削る。

第23条の3中「支払い」を「支払」に改め、「損害賠償金」の次に「及びガスの仕入代金」を加える。

別表第2第1号収益勘定の表中「上水道事業収益」を「営業収益」に、

「

	その他営業収益		
		材料売却収益	
		手数料	
		他会計負担金	
		雑収益	を

受託工事収益		
	受託工事収益	
		給水工事収益
		修繕工事収益

」

「

	受託工事収益	
		給水工事収益
		修繕工事収益
	その他営業収益	
		材料売却収益
		手数料
		他会計負担金
		雑収益

に

」

改め、同号費用勘定の表中「上水道事業費用」を「営業費用」に、

「

	雑費
配水費	

を

」

「

	租税公課
	雑費
配水費	

に、

」

「

	雑費
漏水対策費	

を

」

「

	租税公課
	雑費
漏水対策費	

に、

」

「

	雑費
給水費	

を

」

「

	租税公課
--	------

				雑費	に、
			給水費		
「				雑費	を
			業務費		
「				租税公課	に、
				雑費	
			受託工事費		
				給料	
				手当	
				賞与引当金繰入額	
				賃金	
				報酬	
				法定福利費	
				法定福利費引当金繰入額	
				厚生福利費	
				旅費	
				報償費	
				備用品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				委託料	
				手数料	
				賃借料	
				修繕費	
				修繕引当金繰入額	
				特別修繕引当金繰入額	
				工事費	
				路面復旧費	
				材料費	
				補償金	

改め、
「

	負担金
	保険料
	租税公課
	雑費
業務費	

」

	雑費
総係費	

を

」

	租税公課
	雑費
総係費	

に、

」

	雑費
減価償却費	

を

」

	租税公課
	雑費
減価償却費	

に

」

受託工事費用		
	受託工事費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生福利費
		旅費
		報償費

				<table border="1"> <tr><td>備用品費</td></tr> <tr><td>燃料費</td></tr> <tr><td>光熱水費</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td></tr> <tr><td>委託料</td></tr> <tr><td>手数料</td></tr> <tr><td>賃借料</td></tr> <tr><td>修繕費</td></tr> <tr><td>修繕引当金繰入額</td></tr> <tr><td>特別修繕引当金繰入額</td></tr> <tr><td>工事費</td></tr> <tr><td>路面復旧費</td></tr> <tr><td>材料費</td></tr> <tr><td>補償金</td></tr> <tr><td>負担金</td></tr> <tr><td>保険料</td></tr> <tr><td>雑費</td></tr> </table>	備用品費	燃料費	光熱水費	印刷製本費	通信運搬費	委託料	手数料	賃借料	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	工事費	路面復旧費	材料費	補償金	負担金	保険料	雑費	を
備用品費																							
燃料費																							
光熱水費																							
印刷製本費																							
通信運搬費																							
委託料																							
手数料																							
賃借料																							
修繕費																							
修繕引当金繰入額																							
特別修繕引当金繰入額																							
工事費																							
路面復旧費																							
材料費																							
補償金																							
負担金																							
保険料																							
雑費																							
削り、別表第 2 第 3 号収益勘定の表中「製品売上」を「ガス事業売上高」に、																							
「				L P G 売上	を																		
「				L P G 売上	に																		
			託送供給収益		」																		
改め、同号費用勘定の表中																							
「				減価償却費	を																		
			一般管理費		」																		
「				事業者間精算費	に																		
				減価償却費	」																		
			一般管理費		」																		
改め、同号資産勘定の表中																							

「			L P G 売掛金		を
			」		
「			L P G 売掛金		に、
			託送供給売掛金		
「		ガス売掛金貸倒引当金			を
		」			
「			ガス売掛金貸倒引当金		に
			託送供給売掛金貸倒引当金		

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第15号

大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

「

様式第1号中	課長	課長補佐	係長	主任	担当者	を削る。

」

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。